

ID 11191

高齢者の補聴器購入費用の一部を助成します

高齢者のコミュニケーション手段を確保し、要介護状態になることの予防や引きこもりの防止を図るため、聴力の低下により日常生活に支障のある高齢者に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。

詳しくは、☎高齢者安心課(☎2257)へ。



■助成対象者

次の①～⑤を全て満たす人。

- ①本市に居住し、住民登録がある65歳以上の人
- ②両耳の聴力レベルが40デシベル以上の人
- ③聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象にならない人
- ④耳鼻咽喉科専門医から補聴器の使用が必要であると認められた人
- ⑤市税などの滞納がない世帯の構成員

■助成対象経費

管理医療機器認定を取得した新品の補聴器本体の購入費用(1人当たり1台限り)。

※集音器は対象外
※受診費用や修理費、付属品などの購入などに係る費用は自己負担

■助成金額

▷住民税非課税世帯＝補聴器の購入に必要な費用または3万円のいずれか少ない額

▷課税世帯＝補聴器の購入に必要な費用または2万円のいずれか少ない額

■申請方法

補聴器の購入前に交付申請書に必要事項を記入し、次の①～③を添えて、高齢者安心課または各行政センターへ提出してください。

- ①耳鼻咽喉科専門医が作成した意見書
- ②3カ月以内のオーディオグラム(純音聴力図)
- ③補聴器の見積書の写し

■申請開始日

4月1日(月)

※予算額に達した時点で受け付けを終了します



ID 11261

「こども家庭センター」を開設しました

全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対する支援を一層充実させるため、こども支援課内に「こども家庭センター」を開設しました。

詳しくは、☎こども支援課(☎2415)へ。

■こども家庭センターとは

これまでの、主に妊産婦や乳幼児に関する相談を受ける「子育て世代包括支援センター」(母子保健)と、子育て家庭の不安や悩み、虐待などの相談を受ける「子ども家庭総合支援拠点」(児童福祉)が一体となり、連携を強化して、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもを対象に、切れ目のない相談・支援を行います。

■一人で悩まず相談を

妊娠・出産・子育てに関するさまざまな悩みを相談してください。相談内容により、保健師や助産師、子ども家庭支援員(家庭児童相談員)などの専門職が相談に応じます。

■相談できること・相談窓口

▷主に妊娠から出産・育児の相談＝

☎市保健センター(☎7705)へ

▷虐待をはじめ、子どもやその家族が持つ不安や悩みなどの相談＝

☎こども支援課(☎23443)へ

※受付時間は、市役所開庁日の午前9時～午後5時です



ID 11160

渋川市保育人材バンクの求職登録者を募集します

市内の保育所、幼稚園、認定こども園で働きたい人と、保育人材を求める施設をつなぐため、「渋川市保育人材バンク」の求職登録者を募集します。なお、公立施設の正規雇用は、市保育人材バンクの対象外で、市職員採用試験を受験する必要があります。

詳しくは、☎こども支援課(☎2415)へ。

■登録対象者(求職者)

- ①保育士の資格または幼稚園教諭の免許状を有する人
- ②指定保育士養成施設の最終学年に在学する卒業見込みの人

■登録方法

「渋川市保育人材求職登録書」をこども支援課へ提出してください。

※登録書はこども支援課窓口にあります(市ホームページからもダウンロードできます)

■登録後の流れ

- ①求人施設とのマッチング
- ②求人施設へ求職者の紹介
- ③求人施設にて求職者の面接などを実施
- ④求職者と市へ選考結果の連絡



ID 11025

低所得世帯への子どもに関する給付金

令和5年度住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯への給付金の対象世帯で、令和5年12月2日以降に生まれた子どもがいる世帯に、1人当たり5万円の加算給付金を支給します。

詳しくは、☎地域包括ケア課給付金担当(☎8412・受付時間は午前9時～午後5時)へ。

■支給対象

令和5年12月1日時点で本市に住民登録があり、令和5年度住民税非課税世帯への給付金(7万円給付金)または均等割のみ課税世帯への給付金(10万円給付金)の支給対象で、令和5年12月2日から令和6年5月31日の間に子どもが生まれた世帯の世帯主。

■手続方法

地域包括ケア課または市ホームページで申請書入手し、必要な書類を添付して地域包括ケア課に提出してください。

■手続期限

令和6年5月31日(金)(必着)

※出産予定日が手続期限前後の場合は、事前に申請してください。市が出生届で出生日を確認し、支給対象になる世帯には給付金を支給します



ID 6590

詐欺被害等防止機能付き電話機などの購入または設置費用を補助します

高齢者が振り込め詐欺等の被害に遭うことを防ぐため、被害防止機能の付いた電話機などの購入または設置費用の補助を行います。補助を受けるには、購入または設置前の申請が必要です。

詳しくは、☎危機管理室(☎2130)へ。

■補助対象者

次の①～⑤を全て満たす人。

- ①本市に住民登録がある
- ②65歳以上の人がいる世帯の構成員である
- ③市税などの滞納がない
- ④過去に市の同じ補助金の交付を受けていない
- ⑤暴力団員などでない

■補助対象機器

着信時に相手に警告メッセージを発し、通話内容を自動録音する機能がある電話機または電話機に取り付ける機器

■補助金額

購入(設置)金額の2分の1(100円未満の端数は切り捨て)で、上限5,000円

■申請方法

購入または設置前に、事前申込書(危機管理室または市ホームページにあります)に必要事項を記入し、電話機などのカタログの写しと氏名・生年月日が確認できる身分証の写しを添えて、提出してください。

※申請より前に購入・設置すると補助の対象になりません

※申し込みを第三者に委任することができます。委任状と来庁者の氏名・生年月日が確認できる身分証の写しを提出してください

■申込開始日

4月16日(火)(先着順)

※予算額に達した時点で受け付けを終了します



ID 6535

高齢者タクシー利用券の交付申請受付を開始

運転免許を持たない高齢者の買い物や通院などの外出を支援するため、タクシー料金の一部助成を行っています。令和6年度の交付申請を、4月1日から受け付けます。

助成内容 1枚500円のタクシー利用券を48枚交付します

対象 次の①～③の要件を全て満たす人

- ①本市に住所があり、現在居住している
- ②昭和25年3月31日以前生まれ(令和6年度中に年齢が75歳以上になる)
- ③運転免許を持っていない

申請方法 申請書(交通政策課、各行政センターまたは市ホームページにあります)に必要事項を記入し、交通政策課または各行政センターへ提出してください

申請に必要な物 本人確認書類(マイナンバーカード、保険証など)の原本

交付方法 利用券は申請後に郵送で交付します。窓口での即日交付はできません

※令和5年度に交付した人には、申請書を送付しています。必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください

使用期限 令和7年3月31日(月)

タクシー利用券を使用できる業者 別表3のとおり

詳しくは、**交通政策課**(☎2264)へ。



(別表3) タクシー利用券を使用できる業者一覧

| 事業者名 | 電話番号 |
|----------------------|---------------|
| 群北第一交通(株) | 0279-22-2245 |
| 日本中央交通(株) | 0279-23-1828 |
| (介護タクシー)はつびーすまいる渋川 | 0279-26-2940 |
| (介護タクシー)おがた社会福祉事務所 | 080-2308-1599 |
| (介護タクシー)介護福祉タクシーメビウス | 090-3965-3434 |
| (介護タクシー)(株)トウエン | 0120-918-455 |



ID 10718

遊休農地を再生利用する農業者を支援します

農業者などが遊休農地を再生利用する事業に対し、補助金を交付します。

対象 5年以上の農地貸借などを行う農業者または複数の農業者により構成される農業者組織、新規就農予定者

対象経費 市内にある遊休農地を再生利用するために必要な経費

補助金額(10アール当たり)

- ①農地中間管理事業を通した10年以上の無償での農地貸借を行う場合=5万円
- ②5年以上の農地貸借で建設用重機などを利用した場合=3万円
- ③5年以上の農地貸借を行う場合=1万5,000円

申請方法 申請書に必要書類を添えて農政課へ提出してください

その他 予算額に達した時点で受け付けを終了します

詳しくは、**農政課**(☎2593)へ。



ID 367

65歳以上の介護保険料を変更

65歳以上の人の介護保険料は、サービスの利用や給付費の増減に基づき、3年ごとに見直すこととなっています。市が策定した第9期介護保険事業計画(令和6～8年度)では、介護保険事業費は3年間で総額約261億円となり、第8期に比べ、約18億円の減少となる見込みです。また、低所得者の保険料の上昇を抑制する観点から、保険料区分を国が定める標準段階の13段階とし、別表1のとおり改定を行いました。

令和6年度の介護保険料の年額は、6月に確定する本人や世帯の住民税の課税状況(令和5年中の所得)などを基に算定します。4月・6月の年金からの天引きによる保険料については、年額が決定した際に差し引き、8月から翌年2月までの4回に分けて調整します。

詳しくは、**介護保険課**(☎2116)へ。

(別表1) 第9期(令和6～8年度)介護保険料

| 段階区分 | 基準 | 年額保険料 | |
|-------|---|----------------|----------|
| 第1段階 | ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者(世帯非課税者) ・本人および世帯が住民税非課税者で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人 | 20,200円 | |
| 第2段階 | 本人および世帯が住民税非課税者で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が右のいずれかの人 | 80万円超120万円以下 | 34,500円 |
| 第3段階 | | 120万円超 | 48,700円 |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税者で世帯内に住民税課税者がいる場合で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が右のいずれかの人 | 80万円以下 | 64,000円 |
| 第5段階 | | 80万円超 | 71,200円 |
| 第6段階 | | 120万円未満 | 85,400円 |
| 第7段階 | | 120万円以上210万円未満 | 92,500円 |
| 第8段階 | | 210万円以上320万円未満 | 106,800円 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が右のいずれかの人 | 320万円以上420万円未満 | 121,000円 |
| 第10段階 | | 420万円以上520万円未満 | 135,200円 |
| 第11段階 | | 520万円以上620万円未満 | 149,500円 |
| 第12段階 | | 620万円以上720万円未満 | 163,700円 |
| 第13段階 | | 720万円以上 | 170,800円 |

ID 11174

地域包括支援センターの運営法人を決定

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるように、保健医療、介護、福祉などを総合的に支援する相談窓口です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって支援を行います。

市は、4月1日から市内7圏域で地域包括支援センター運営業務を委託する法人を、別表2のとおり決定しました。

詳しくは、**高齢者安心課**(☎2179)へ。

(別表2) 地域包括支援センター委託法人一覧

| センター名 | 委託法人名 |
|------------------|------------|
| 西部地域包括支援センター | 北毛保健生活協同組合 |
| 金島・伊香保地域包括支援センター | 社会福祉法人松寿会 |
| 古碓地域包括支援センター | 社会福祉法人永光会 |
| 豊秋地域包括支援センター | 医療法人社団平形会 |
| 小野上・子持地域包括支援センター | 社会福祉法人春日園 |
| 赤城地域包括支援センター | 医療法人群馬会 |
| 北橋地域包括支援センター | 社会福祉法人橘風会 |

※中央地域包括支援センターは市役所直営です

ID 7489

「認知症サポーターのいるお店」を募集しています

市は、認知症サポーターが1人以上所属する事業所などを、認知症サポーターのいるお店として登録し、ステッカーを交付しています。

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちに向けて、登録を検討してみませんか。

■認知症サポーターとは

認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、支援する応援者のことです。

養成講座を受講すれば誰でも認知症サポーターになることができます。

■「お店版認知症あんしんガイド」をリニューアルしました

認知症の症状や対応のポイント、来店時の対応例などを掲載し、新たに作成しました。配布を希望する事業所などは、高齢者安心課に連絡してください。

詳しくは、**高齢者安心課**(☎2179)へ。



ID 11207

動画や写真を活用してSNSで市の魅力を紹介する「インフルエンサー」を募集



動画や写真を活用して、より多くの人に市の魅力を発信するため、SNSで市の魅力を紹介する「インフルエンサー」を募集します。補助対象となったインフルエンサーには、投稿にかかった経費の一部を最大10万円補助します。

対象 SNSのフォロワーまたはチャンネル登録者が1万人以上のアカウントの管理者

対象のSNS YouTube、Instagram、TikTok

補助金額 最大10万円

募集人数 5人(予定) ※応募者から審査を経て決定します

応募方法 市ホームページにある応募フォームに必要事項を入力して送信

応募期限 5月31日(金)

詳しくは、本広報室(☎2182)へ。



ID 6903

吉本興業(株)が制作した市のPR動画を公開しています

■わたしのまんなか(時間:10分)

思うような写真が撮れずに悩んでいるカメラマンの主人公が、地元の渋川市に帰省し、友人や父親との会話を通して、自分の原点を振り返る。



■めでたい決定事項(時間:1分)

とある会社の会議室。白熱したプレゼンをする社員たち。話し合いの末に決定したのは「渋川」。果たして、会議で話し合われていた議題とは…。



詳しくは、本広報室(☎2182)へ。

ID 11198

市政などへの意見を聴く「市政モニター」の登録者を募集



市の政策などについての市民意見を聴く手段として設置する「市政モニター」の新規登録者を募集します。

対象 次の要件を全て満たす人

- ▷市内に住所を有する18歳以上
- ▷公務員や地方公共団体の議会の議員ではない
- ▷同一世帯に市政モニターに応募する人がいない
- ▷前年度に市政モニターに登録していない

任期 モニター登録日から令和7年3月31日(月)まで

報酬 活動実績に応じて500円相当の渋Payポイントを支給します

定員 10人以内(年齢などの条件で選考します)

申込方法 氏名、住所、年齢、職業、電話番号、メールアドレスを、電話、ファクス(☎6541)、メール(kouhou@city.shibukawa.gunma.jp)または、直接広報室へ

申込期限 4月30日(火)(必着)

その他 市政モニターへのアンケート結果等は、個人が特定できない形で、市ホームページなどで公表します

詳しくは、本広報室(☎2182)へ。

ID 11170

危険ブロック塀などの除却費用を補助します



市は、地震の発生時に、ブロック塀等の倒壊による通行人の被害を防ぐため、危険ブロック塀などを除却する人に補助金を交付します。

詳しくは、■建築住宅課(☎2072)へ。

対象 市税を滞納していない、個人が所有する危険ブロック塀などの所有者またはその相続人

対象ブロック塀など 次に掲げる危険ブロック塀などとされるもの

- ①道路に沿って設置されている
- ②道路面または地表面から高さ1.2mを超えるブロック塀で、ひび割れ、

破損、傾きなどがある

補助要件 次の全てに該当するもの

- ①市内の事業者が発注するもの
- ②工事着手前(着工前)である

補助金額 除却費用の2分の1の額(上限5万円)

申込方法 申請書(建築住宅課またはホームページにあります)に必要書類を添えて、建築住宅課に提出してください

申込開始日 4月1日

その他 他にも要件があります。詳しくは、市ホームページを確認してください

※予算に達し次第締め切り



ID 9554

居住誘導区域に住宅を取得する市民を支援します



市立地適正化計画に定める居住誘導区域(市役所周辺・渋川駅周辺(図1)または八木原駅周辺(図2))に一定規模の住宅を新築または購入する市民に、最大60万円を補助します。

詳しくは、■都市政策課(☎2073)へ。

補助要件 次の①~③の全てに該当すること

- ①住宅取得の契約前に市へ事業計画の認定申請を行い、認定を受けている
 - ②市に住民登録をしてから2年以上経過している
 - ③①の認定を受けてから2年以内および所有権保存(移転)登記をした日から6カ月以内である
- ※その他の要件もあります

補助額 20万円(加算額を含め最大60万円)

※予算に達し次第終了します

加算額 ▷補助対象者または配

偶者などが40歳未満=5万円/30歳未満=10万円

▷補助対象者と同一世帯に15歳以下の子どもがいる=子ども1人につき5万円

▷認定申請時の住民登録地が居住誘導区域外=5万円

▷取得する住宅の所在地が市役

所周辺・渋川駅周辺=10万円

▷認定申請時の住民登録地が災害レッドゾーン=10万円

▷取得する住宅が耐震等級2以上または免震建築物=10万円

申請方法 申請書(都市政策課または市ホームページにあります)に必要書類を添えて都市政策課へ

【図1】



【図2】

